

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

(1) 平成21年8月18日 火曜日

宮城県公報

		規則		目次			
						ページ	
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則		告示		(建築基準法)	一	(建築宅地課)	一
○有害図書類の指定				(廃棄物対策課)	二	(共同参画社会推進課)	二
○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請				(介護保険室)	二	(介護保険室)	二
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定				(同)	三	(同)	三
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定				(障害福祉課)	四	(障害福祉課)	四
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出				(農業振興課)	五	(農業振興課)	五
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出				(森林整備課)	六	(森林整備課)	六
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定							
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定							
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出							
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出							
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定							
○農地保有合理化事業規程の変更の承認							
○保安林の指定の予定							
○保安林の指定の予定							
○保安林の指定の解除の予定							
○道路の区域変更							
○道路の供用開始(三件)							
○廃川敷地等の発生							
○昭和五十六年宮城県告示第七百十九号(水防法第四条の規定による水防管理団体の指定)の一部改正							
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定							
○昭和四十七年宮城県告示第七百五十一号(建築基準法第二十二条第一項							
(防災砂防課)							
八	八	七	七	六	六	六	九
(河川課)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	九
(道路課)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	九
							九

規則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則を以下に公布する。

平成二十一年八月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第七十三号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和四十六年宮城県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。
別表第一(一)の項中「本吉町」を削る。

附則

の規定による区域指定)の一部改正
○土地改良区の定款変更の認可

(建築宅地課) 九
(仙台地方振興事務所)

(契約課) 九
(警察本部会計課) 九

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

選挙管理委員会

○個人演説会等の公営施設の告示の一部改正

○政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動届

○政治団体の解散届

○政治団体の收支報告書の要旨の公表(平成十八年分)

○政治団体の收支報告書の要旨の公表(平成十九年分)

○政治団体の收支報告書の要旨の公表(平成二十年分)

○資金管理団体の届出

○資金管理団体の届出事項の異動届

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正

○監査委員

○外部監査人の監査の事務の補助

○外部監査人の監査の事務の補助の終了

告 示

この規則は、平成二十一年九月一日から施行する。

○富城県告示第七百四十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年富城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。
なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十一年八月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 許可申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

- 1 名称 東北石材工業株式会社
- 2 所在地 宮城県登米市登米町大字日根牛中山二百八十九の三
- 3 代表者の氏名 代表取締役 三浦 正明

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県登米市登米町大字日根牛中山二百八十九の一

三 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

四 がれき類

がれき類の破碎施設

平成二十一年七月二十九日

五 申請年月日

六 縦覧場所等

- 1 縦覧場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）
- 2 縦覧期間 平成二十一年八月十八日から平成二十一年九月十八日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

- 1 提出期限 平成二十一年十月一日
- 2 提出場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

○富城県告示第七百四十一号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十一年八月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	恋愛白書パステル 9月号	株苗出版
二	雑誌	絶対恋愛スワйтеト 8月号	株笠倉出版社
三	雑誌	恋愛チエリーピンク 9月号	株秋田書店
四	雑誌	恋愛情熱（ラブバッシュン） 9月号	株一水社
五	雑誌	無敵恋愛エスガール 9月号	株ぶんか社
六	雑誌	08577-9	株ぶんか社
七	雑誌	本当にあつた笑える話PinkY 9月号	株竹書房
八	雑誌	08209-9	株竹書房
九	雑誌	恋愛バラダイス 9月号	株竹書房
	特冊新鮮組デラックス 9月号	BLACK BOX 9月号	三英出版
	06681-9	09657-09	
	17843-9		

二 指定理由

図書類の内容が、一から八までの図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、九の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、甚だしく残酷性を有し、及び著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○富城県告示第七百四十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十二号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十一年八月十八日

一 訪問介護

宮城県知事 村井嘉浩

四 福祉用具貸与	二 居宅療養管理指導		三 通所介護		一 訪問介護	
	介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地
○四七五五〇一〇四三	○四七五四〇一一一	事業者の名称及び所在地	○四六五二九〇〇一三	KKR宮城野訪問看護ステーション	○四七五五〇一〇三五	ヘルパー・スティションこもれび
三仙台市泉区南光台東三丁目番十二号	番仙台市太白区四郎丸落合一	デイサービス向日葵番三十九号	目仙台市宮城野区東仙台四丁	仙台市青葉区一番町二丁目番地の一	ヘルパー・スティジョン・シティヘルパーステーション・ブレジデント	仙台市青葉区一番町二丁目番地の一
コスマスケア株式会社	株式会社白百合企画	コスマスケア株式会社	会員	株式会社松田会	株式会社松田会	株式会社松田会
七月一日 平成二十一年	七月一日 平成二十一年	指定年月日	七月一日 平成二十一年	七月一日 平成二十一年	七月一日 平成二十一年	七月一日 平成二十一年

五 特定福祉用具販売	一 訪問介護		二 居宅療養管理指導		三 通所介護		四 福祉用具貸与	
	介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地
○四七一〇〇九四九	○四七二一〇〇九四九	○四七〇六〇〇四四六	○四七一〇〇九四九	○四七〇六〇〇四四六	○四七二一〇〇九四九	○四七一〇〇九四九	○四七〇六〇〇四四六	○四七〇六〇〇四四六
地一登米市南方町西山成八十番	地一登米市南方町西山成八十番	トキオ福祉事業部	地一登米市南方町西山成八十番	トキオ福祉事業部	地一登米市南方町西山成八十番	地一登米市南方町西山成八十番	トキオ福祉事業部	トキオ福祉事業部
株式会社ホロス	株式会社ホロス	株式会社ハウス・デボ仙台	株式会社ホロス	株式会社ハウス・デボ仙台	株式会社ホロス	株式会社ハウス・デボ仙台	株式会社ハウス・デボ仙台	株式会社ハウス・デボ仙台
七月一日 平成二十一年	七月一日 平成二十一年	七月一日 平成二十一年	七月一日 平成二十一年	七月一日 平成二十一年	七月一日 平成二十一年	七月一日 平成二十一年	七月一日 平成二十一年	七月一日 平成二十一年
○四七五五〇一〇七六	○四七五五〇一〇七六	AあさのビルNAKAYAMA						
十仙台市泉区南北中山西山成八十番地四階	十仙台市泉区南北中山西山成八十番地四階	株式会社ユーネクマイン						
アースサポート株式会社	アースサポート株式会社	宮城県知事 村井嘉浩						
七月一日 平成二十一年	七月一日 平成二十一年	七月一日 平成二十一年	七月一日 平成二十一年	七月一日 平成二十一年	七月一日 平成二十一年	七月一日 平成二十一年	七月一日 平成二十一年	七月一日 平成二十一年
○四七五〇一〇一七	○四七五四〇一一三	○四七五〇一〇一七	○四七五四〇一一三	○四七五四〇一一三	○四七五四〇一一三	○四七五四〇一一三	○四七五四〇一一三	○四七五四〇一一三
三仙台市泉区南光台東三丁目番九号	十仙台市太白区中田二丁目二	中田居宅介護支援センター	中田居宅介護支援センター	株式会社ゴールデンスタッフ	株式会社ゴールデンスタッフ	株式会社ゴールデンスタッフ	株式会社ゴールデンスタッフ	株式会社ゴールデンスタッフ
アースサポート株式会社	アースサポート株式会社	株式会社KKS	株式会社KKS	タツフ	タツフ	タツフ	タツフ	タツフ
七月一日 平成二十一年	七月一日 平成二十一年	指定年月日	七月一日 平成二十一年	指定年月日	七月一日 平成二十一年	指定年月日	七月一日 平成二十一年	指定年月日

三 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
○四六五二九〇〇一三 K K R 宮城野訪問看護ス テム仙台市宮城野区東仙台四丁 目仙台市宮城野区東仙台四丁 番一 号	会員 国家公務員共済組合連合 平成二十一年七月一日	申 請 者 名	指定年月日

二 介護予防居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
○四七五一〇一九六八 ヘルパー・ステイションこもれび 仙台市青葉区寺岡一丁目二十 番地の二番地の二番地の二番地の 一 階 はまなすヘルパーステー	株式会社松田会 コスマスケア株式会社	株式会社こもれび	平成二十一年七月一日
○四七五五〇一〇六八 エバーグリーン・シティヘ 仙台市青葉区寺岡一丁目二十 番地の二番地の二番地の二番地の 一 階 トレスビーノ泉中十	株式会社松田会	株式会社こもれび	平成二十一年七月一日
○四七五五〇一〇六八 エバーグリーン・シティヘ 仙台市青葉区寺岡一丁目二十 番地の二番地の二番地の二番地の 一 階 トレスビーノ泉中十	株式会社松田会 コスマスケア株式会社	株式会社こもれび	平成二十一年七月一日
○四七五五〇一〇六八 エバーグリーン・シティヘ 仙台市青葉区寺岡一丁目二十 番地の二番地の二番地の二番地の 一 階 トレスビーノ泉中十	株式会社松田会 コスマスケア株式会社	株式会社こもれび	平成二十一年七月一日

一 介護予防訪問介護

○四七五五〇一〇五〇 はまなすケアプランセン タ 仙台市泉区泉中央二丁目十 番三十一号	コスマスケア株式会社 北有限会社ケアサポート東	平成二十一年七月一日
○四七五三〇一五六〇 一仙台市若林区木ノ下二丁目十 番三十一号	コスマスケア株式会社 北有限会社ケアサポート東	平成二十一年七月一日

○宮城県告示第七百四十四号
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五十三条第一項の規定により、指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十一年八月十八日

四 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
○四七〇六〇〇四四六 デイサービス向日葵 番三十九号	株式会社ハウス・デボ仙台 トキオ才福祉事業部 白石市本鍛冶小路四番地	株式会社ハウス・デボ仙台 トキオ才福祉事業部 白石市本鍛冶小路四番地	平成二十一年七月一日
○四七一一〇〇九四九 タ 仙台市泉区南光台東三丁目 番十二号	株式会社ホロス 地登米市南方町西山成八十番	株式会社ホロス 台株式会社ハウス・デボ仙	平成二十一年七月一日

五 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
○四七〇六〇〇四四六 デイサービス向日葵 番三十九号	株式会社ハウス・デボ仙台 トキオ才福祉事業部 白石市本鍛冶小路四番地	株式会社ホロス 台株式会社ハウス・デボ仙	平成二十一年七月一日
○四七一一〇〇九四九 タ 仙台市泉区南光台東三丁目 番十二号	株式会社ホロス 地登米市南方町西山成八十番	株式会社ホロス 台株式会社ハウス・デボ仙	平成二十一年七月一日

一 訪問看護

○宮城県告示第七百四十五号 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から 次のとおり廃止した旨届出があつた。	平成二十一年八月十八日
○宮城県告示第七百四十五号 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から 次のとおり廃止した旨届出があつた。	平成二十一年八月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	廃止年月日
○四六五五九〇〇三一	セコム泉訪問看護ステーション八番一号ネットワークセブン三階	セコム医療システム株式会社	平成三十一年七月三十一日
二 福祉用具貸与			
○四七五一〇一四七一	まるごと仙台営業所仙台市宮城野区東仙台二丁目四番地七号	株式会社一葉研究所	平成二十一年七月二十七日
○四七五一〇〇五九八	あおば介護センター仙台市宮城野区榴岡四丁目九番十六号グランドシャリオ二階	有限会社リバープロジェクト	平成二十一年七月二十七日
三 特定福祉用具販売			
○四七五一〇一四七一	まるごと仙台営業所仙台市宮城野区東仙台二丁目四番地七号	株式会社一葉研究所	平成二十一年七月二十七日
○四七五一〇〇五九八	あおば介護センター仙台市宮城野区榴岡四丁目九番十六号グランドシャリオ二階	有限会社リバープロジェクト	平成二十一年七月二十七日
○宮城県告示第七百四十六号 介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者が次のとおり廃止した旨届出があった。 平成二十一年八月十八日	事業者の名称及び所在地 事業者名 申請者名 廃止年月日	事業者の名称及び所在地 事業者名 申請者名 廃止年月日	事業者の名称及び所在地 事業者名 申請者名 廃止年月日
○四一二六一〇一八〇 海岸診療所 宮城郡松島町 二番地の十一 一 松島字普賢堂	宮城県知事 申請者名 村井嘉浩	松島医療生活協同組合	
七平成二十一年七月三十一日 廢止年月日			

○四七五二〇一四七一	まるごと仙台市宮城野区東仙台二丁目仙台市宮城野区東仙台二丁番地七号	株式会社二葉研究所	平成二十一年七月十七日
○四七五一〇〇五九八	あおば介護センター オ九番十六号 二階 オ九番十六号 二階 六号 グラン ドシャリ	有限会社リバープロジェクト	平成二十一年七月三十日

○富城県告示第七百四十八号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第一十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十一年八月十八日

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サードの種類	設置者名	指定年月日
○四一一一〇〇三一一一	登米市協同農業生産組合 八番地三町山成百	型就労継続支援B 社会福祉法人 登米市社会福祉協議会	平成二十一年八月一日	平成二十一年八月一日

宮城県知事 村井嘉浩

○富城県告示第七百四十九号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

平成二十一年八月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所
みやぎ亘理農業協同組合
亘理郡亘理町逢隈田沢字遠原三十六番地

二 農地保有合理化事業の実施地域

山元町における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された地域をいふ。）の区域

三 農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（法第四条第一項第一号に規定する事業をいふ。）

四 変更の承認年月日

平成二十一年八月十日

○富城県告示第七百五十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第一十五条の一第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十一年八月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 保安林予定森林の所在場所
石巻市田代浜字石峰一〇〇、一〇一の二

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○富城県告示第七百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第一十六条の一第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十一年八月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 解除予定保安林の所在場所
栗原市花山字草木沢上原四〇の一、四〇の四から四〇の六まで、四一の一、四一の二

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○富城県告示第七百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 道路の種類 県道
二 路線名 岩沼海浜緑地線
三 道路の区域

変更の区間		前 後	変更の 敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
岩沼市押分子新田東一九三番一地先から	同市押分子新大同四一一番一地先まで			
七・〇	一、三四五・〇	一〇・〇	四四・〇	一、三四四五・〇
一一・〇	一、三四四五・〇			

○富城県告示第七百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

種道路類の 県道	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
河南南郷線		供用開始の区間	供用開始年月日

○富城県告示第七百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

種道路類の 県道	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
岩沼海浜緑地線	岩沼市押分子奥山七八番一地先から	同市押分子新大同四一一番一地先まで	平成二十一年八月十八日

○富城県告示第七百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

種道路類の 県道	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
岩入一迫線	同大崎市鳴子温泉鬼首字上岩入四〇番一地先から	同市鳴子温泉鬼首字上岩入三七番一地先まで	平成二十一年八月十八日

○富城県告示第七百五十六号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、宮城県土木部河川課及び宮城県北部土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

種道路類の 県道	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一 河川の名称	一級河川鳴瀬川水系鳴瀬川	二 廃川敷地等が生じた年月日	平成二十一年五月二十一日

二 廃川敷地等の位置
三 加美郡加美町字寺西七番三
四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 二十七平方メートル

その関係図面は、平成二十一年八月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

○宮城県告示第七百五十七号 昭和五十六年宮城県告示第七百十九号（水防法第四条の規定による水防管理団体の指定）の一部 のように改正し、平成二十一年九月一日から施行する。									
○宮城県告示第七百五十八号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号） 第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。									
平成二十一年八月十八日									
載鉤沢2	載鉤沢	岩井沢2	岩井沢	大畠沢	大畠沢	上川原沢2	上川原沢2	境沢	区域の名称
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	区域の所在地
気仙沼市唐桑町載鉤(次の図のとおり)	(気仙沼市唐桑町岩井沢及び同町載鉤(次の図のとおり))	(気仙沼市唐桑町岩井沢(次の図のとおり))	(気仙沼市唐桑町大畠(次の図のとおり))	(気仙沼市唐桑町大畠及び同町只越及び同町唯越(次の図のとおり))	(気仙沼市唐桑町大畠(次の図のとおり))	(気仙沼市唐桑町上川原(次の図のとおり))	(気仙沼市唐桑町上川原(次の図のとおり))	(気仙沼市唐桑町境及び同町上川原(次の図のとおり))	の自然現象による原害の種類とその原因
宮城県知事 村井嘉浩	宮城県防砂土木課及び土木宮防事務所	縦 覧 場 所	構に構築物の衝撃による関連する要件に該当する事項	とおりの次の図のとおり	のとおりの次の図のとおり	のとおりの次の図のとおり	のとおりの次の図のとおり	のとおりの次の図のとおり	のとおりの次の図のとおり

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。)

○富城県告示第七百五十九号

昭和四十七年富城県告示第七百五十一号（建築基準法第二十二条第一項の規定による区域指定）の一部を次のように改正し、平成二十一年九月一日から施行する。

平成二十一年八月十八日

富城県知事 村井嘉浩

○富城県告示第七百六十号
表本吉町の項を削る。

富谷北部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十一年八月六日認可した。

なお、この認可があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に富城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年八月十八日

富城県仙台地方振興事務所

所長 齋藤俊夫

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年八月十八日

富城県知事 村井嘉浩

一 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

- 1 除雪ドーザ 一台
- 2 凍結防止剤散布車 二台

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町二丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十一年八月五日

四 落札者の名称及び所在地

- 1 一の1の購入物品 株式会社KCMJ仙台営業所 仙台市宮城野区扇町二丁目七番三十五号
- 2 一の2の購入物品 株式会社KCMJ仙台営業所 仙台市宮城野区扇町二丁目七番三十五号

五 落札金額

- 1 一の1の購入物品 二千八百八十五万四千円
- 2 一の2の購入物品 三千八百九十万一千五百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十一年六月二十六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十一年八月十八日

富城県知事 村井嘉浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 ヘリコブターテレビシステム整備業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十一年十月一日から平成二十一年三月三十日まで
- 4 業務物件 警察用航空機「くりこま」

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第二百六十七条の四の規定による和議開始の申立てに係る者である。

2 富城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに富城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百一十五号）附則第一条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第二十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十二条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第二百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

- 5 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものをおむ。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用者が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいつ。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上參加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第一条第一号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対し、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不當に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者は登録申請書に必要事項を記

入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に記載された上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一・三三三五）へ平成二十一年九月四日（金）、午後五時までに提出すること。

入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇・八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一號

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二一・二二一・七一七一、内線二二二二二二二二）

2 入札説明書等の交付期限
平成二十一年九月四日（金）、午後五時まで。

3 一般競争入札参加資格審査
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十一年九月十日（木）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間ににおいて、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限
平成二十一年九月二十五日（金）、午後五時まで

(一) 日時 平成二十一年九月二十五日（金）、午後五時まで
(二) 場所 1に同じ

(三) 郵送により入札書の提出を希望する場合は、一重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記載し、配達証明付書留郵便により(一)の日時までに到達すること。

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。
(四) 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所
(一) 日時 平成二十一年九月二十八日（月）、午前十一時
(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一號 宮城県警察本部庁舎二階二〇二一會議室

四 入札に参加することができない者

1 一に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者
2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条 第九十

八条、第一百十三条及び第一百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる）

政治資金規正法（昭和）

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があつた。

政治団体の名称	斎藤ひろし後援会
報告年月日	平成21年7月30日
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	0 円
○印選管公示第四〇一十一号	
政治資金規正法(昭和二十二年法律第五百九十四号)第十七条第一項の規定によつて、政治団体からの平成十八年分収支報告書の提出があつたので、同法第十一条第一項の規定によつて、その収支を次のとおり公表す。	
平成二十一年八月十八日	
福岡県選舉管理委員会	
斎 藤 ひ ろ し 後 援 会	
(その他の政治団体)	
政治団体の名称 斎藤ひろし後援会	
報告年月日 平成21年7月30日	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	0 円
○印選管公示第四〇一十一号	
政治資金規正法(昭和二十二年法律第五百九十四号)第十七条第一項の規定によつて、政治団体からの平成十九年分収支報告書の提出があつたので、同法第十一条第一項の規定によつて、その収支を次のとおり公表す。	
平成二十一年八月十八日	
福岡県選舉管理委員会	
斎 藤 ひ ろ し 後 援 会	
(その他の政治団体)	
政治団体の名称 税理士による日出英輔後援会	
報告年月日 平成21年7月10日	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	0 円

第2083号 平成21年8月18日 火曜日 宮城県公報

報告年月日 平成21年5月8日	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	
ア 前年繰越額	<u>103,879</u> 円
イ 本年収入額	<u>103,713</u> 円
(2) 支出総額	
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア その他の収入	<u>166</u> 円
合 計	<u>103,879</u> 円
(2) 支出の内訳	
合 計	
政治団体の名称 宮城小泉あきお会	
報告年月日 平成21年6月15日	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	
ア 前年繰越額	<u>1,743</u> 円
イ 本年収入額	<u>1,743</u> 円
(2) 支出総額	
合 計	<u>0</u> 円
○御賛助金(税込) 十回印	
政治団体の名称 宮城小泉あきお会	
報告年月日 平成21年7月10日	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	
ア 前年繰越額	<u>103,936</u> 円
イ 本年収入額	<u>103,879</u> 円
(2) 支出総額	
合 計	<u>57</u> 円
○御賛助金(税込) 十回印	
政治団体の名称 稲葉理士による日出英輔後援会	
報告年月日 平成21年7月17日	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	
ア 前年繰越額	<u>103,936</u> 円
イ 本年収入額	<u>103,936</u> 円
(2) 支出総額	
合 計	<u>0</u> 円
○御賛助金(税込) 十回印	
政治団体の名称 稲葉理士による日出英輔後援会	
報告年月日 平成21年7月17日	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入の内訳	
ア その他の収入	<u>57</u> 円
合 計	<u>57</u> 円
(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	
(ア) 備品・消耗品費	<u>3,936</u> 円
イ 政治活動費	<u>100,000</u> 円
(イ) 寄附・交付金	<u>100,000</u> 円
合 計	<u>103,936</u> 円
政治団体の名称 稲葉理士後援会	
報告年月日 平成21年7月30日	
1 収入・支出の総額	
(その他の政治団体)	
政治団体の名称 斎藤ひろし後援会	
報告年月日 平成21年7月30日	
1 収入・支出の総額	

「ア 経常経費	<u>3,964,640</u> 円'
「(ア) 人件費	1,021,013 円'
「(イ) 光熱水費	91,648 円'
「(ウ) 備品・消耗品費	274,112 円'
「(エ) 事務所費	2,577,857 円'
「イ 政治活動費	<u>37,901</u> 円'
「ア 寄附・交付金	37,901 円'
「合 計	<u><u>4,002,541</u></u> 円' <small>税込べゆ</small>

謝 感 問

○宮城県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。
平成21年8月18日

宮城県監査委員	内 海 太
宮城県監査委員	佐々木 敏 克
宮城県監査委員	遊 佐 勘左衛門
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
山 根 徹 也	仙台市若林区石名坂84番地の1 ステイツ河原町ガーデンスクエア306

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成21年8月17日から平成22年3月31日まで

○宮城県監査委員告示第9号

包括外部監査人柴田純一から、次の者に当該包括外部監査人の監査の事務を補助させる必要がなく
なった旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第9項の規定により、
次のとおり告示する。

平成21年8月18日

宮城県監査委員	内 海 太
宮城県監査委員	佐々木 敏 克
宮城県監査委員	遊 佐 勘左衛門

宮城県監査委員 工 藤 鏡 子
包括外部監査の事務を補助する者でなくなった者の氏名及び住所
氏 名 住 所
渡邊雅章 名取市増田字関下169番地の1 13街区1画地909号